

船舶事故調査報告書

平成26年3月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	被引浮体搭乗者死亡
発生日時	平成25年8月14日（水） 16時00分ごろ
発生場所	香川県三豊市曾保漁港西方沖 三豊市所在の仁尾港蔦島一文字防波堤東灯台から真方位159° 2.3海里（M）付近 （概位 北緯34°10.2′ 東経133°38.8′）
事故調査の経過	平成25年8月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ SEA-DOO、0.2トン 280-42057香川、個人所有 2.93m（Lr）×1.16m×0.44m、FRP ガソリン機関、144.2kW、平成19年4月 浮体（遊具）（船名なし）、不明 なし、個人所有 横約3.5m×縦約2.0m×深さ不明、ビニール 機関なし、不明
乗組員等に関する情報	船長 男性 28歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年7月22日 免許証交付日 平成23年7月22日 （平成28年7月21日まで有効） 被引浮体搭乗者 男性 60歳
死傷者等	死亡 1人（被引浮体搭乗者）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、長さ約12mのトーイングロープにより、搭乗者を乗せたマンタレイと称する被引浮体（以下「本件浮体」という。）をえい航して曾保漁港付近の砂浜を発進し、約10ノットの対地速力で西進中、本件浮体が約40～45°の角度で約2m浮上した後、平成25年8月14日16時00分ごろ、仁尾港蔦島一文字防波堤東灯台から真方位159°2.3M付近において、本件浮体が右側から横転し、搭乗者が振り落とされて落水した。

	<p>搭乗者は、本船に救助されて砂浜に向かい、救急車で病院に搬送された後、集中治療室で処置中、死亡が確認され、腸管膜挫滅損傷による出血性ショック死と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 数十cm</p>
その他の事項	<p>本件浮体は、突起物や硬質の部材はなかった。</p> <p>本件浮体は、現在、販売中止となっており、搭乗者が知人から中古品を購入したものであり、仕様書及び説明書がなかった。</p> <p>本件浮体は、えい航中に前方が浮上し、全体が浮き上がった場合には簡単に横転するが、搭乗者の頭部を下げて重心を低くしていれば、余り浮上することはなかった。</p> <p>搭乗者は、本件浮体に約2～3回搭乗したことがあった。</p> <p>搭乗者は、浮体中央に2つある座席のうち、前部の座席に座って浮体先端に取り付けられたロープを両手で握り、背筋を伸ばした姿勢で搭乗していた。</p> <p>搭乗者は、Tシャツ、海水パンツ及び膨脹式救命胴衣を着用し、素足であった。</p> <p>搭乗者の健康状態は良好であった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし なし なし 搭乗者の死因は、腸管膜挫滅損傷による出血性ショック死であった。 本件浮体は、曾保漁港西方沖において、本船にえい航されて遊走中、横転したことから、搭乗者が、本件浮体から落水し、死亡したものと考えられる。 搭乗者は、落水した衝撃で腸管膜挫滅損傷を負った可能性があると考えられる。
原因	<p>本事故は、本件浮体が、曾保漁港西方沖において、本船にえい航されて遊走中、横転したため、搭乗者が本件浮体から落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンタレイに搭乗する場合、浮上した後、簡単に横転することがあるので、振り落とされて落水することを念頭に置いておくこと。